

淀川区役所広報誌企画編集業務委託にかかる  
公募型デザインコンペ選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 淀川区役所広報誌企画編集業務において、公募型デザインコンペ方式により委託予定事業者を選定するにあたり、公平性、透明性及び競争性を確保するため、淀川区役所広報誌企画編集業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、3名で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他淀川区長が適当と認める者とする。
- 3 選定委員会は、過半数の出席により成立する。

(所掌事務)

第3条 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委託予定事業者の審査方法及び審査基準の決定に関すること
- (2) 委託予定事業者の選定に関すること
- (3) その他委託予定事業者の選定に必要な事項

(審査方法及び審査基準の決定)

第4条 選定委員会は委託予定事業者の審査方法及び審査基準を決定するときは、委託予定事業者の公募前に選定委員会を開催し、委員の合議に基づき、これを決定する。

(審査)

第5条 委託予定事業者を選定するときは、前条により決定した審査方法及び審査基準に基づき委託予定事業者の提案を総合的かつ客観的に審査し、委員の合議に基づき、委託予定事業者を選定する。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、任務を遂行する上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(審査結果の公表等)

第7条 選定委員会は、非公開を原則とする。

- 2 選定委員会における審議の経過及び結果は、委託予定事業者を決定した後に公表する。

(庶務)

第8条 選定委員会にかかる庶務については、淀川区役所政策企画課がこれを所管する。

(選定委員会の解散)

第9条 選定委員会は、第3条に定める任務が終了したとき、解散する。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、淀川区長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。